

**平成20年度第2回  
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会会議録（要旨）**

- 1 日時 平成21年1月23日(金)午前10時から
- 2 場所 いさご会館第6・第7会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員(敬称略)  
飯田和子、岩本孝子、佐土原聡、菅井茂勝、瀧田浩、原敞、藤井修二、柳下正治
  - (2) 事務局  
牧地球環境推進室長、三木環境調整課長、高松地球環境推進室主幹  
柴田環境評価室主幹、荻原緑政企画担当主幹、田辺企画指導課長、  
横田廃棄物政策担当主幹 他
- 4 傍聴者 4名
- 5 議事
  - 前回の議論の確認等  
議題
  - 1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例制定で検討すべき項目、構成イメージ及び第1次  
答申までのスケジュールについて
  - 2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例による事業活動に関する地球温暖化対策について
  - 3 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例によるエネルギー供給事業者の協力について
  - 4 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例における市による地球温暖化対策について  
その他
- 6 配布資料
  - 資料0 第1回環境審議会温暖化対策特別部会の説明概要等
  - 資料1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例制定で検討すべき項目、構成イメージ及び第1  
次答申までのスケジュールについて
  - 資料2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例による事業活動に関する地球温暖化対策につい  
て
  - 資料3 川崎市生活環境の保全に関する条例に基づく環境配慮書
  - 資料4 川崎市生活環境の保全に関する条例に基づく環境負荷低減行動計画書
  - 資料5 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例によるエネルギー供給事業者の協力について
  - 資料6 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例における市による地球温暖化対策について
  - 参考1 平成20年度第1回川崎市環境審議会温暖化対策特別部会会議録(要旨)
  - 参考2 川崎市における温室効果ガスの排出推移と要因
  - 参考3 川崎市における一般廃棄物処理量の推移
  - 参考4 川崎市における地球温暖化関連計画進捗状況の概要
  - 参考5 かわさき地球温暖化対策推進協議会の取組成果
  - 参考6 都市計画マスタープランの概要
  - 参考7 他自治体におけるバイオマス関連施策の動向
  - 参考8 自然エネルギーによる電気の環境付加価値とグリーン電力証書について

## 開会

事務局（審議会の成立）

事務局（地球環境推進室長あいさつ、委員紹介）

事務局（配布資料の確認、議事紹介等）

## 前回の議論の確認

部会長 大学ではちょうど修士論文が出そろったところでして、中には、我が国の自治体で制定されている温暖化条例について、制定状況、中身进行分析した論文が出てまいりまして、なかなかおもしろい結果が出ています。

川崎の現状、問題点を十分に分析して、真に必要な条例は何かという点を議論し、これを踏まえたものにしていかないと、形だけのものになってしまうおそれがありますので、こうした原点を忘れずに進めていきたいと思います。

早速ですが、議題に入る前に、資料0ですが、第1回環境審議会特別部会の説明概要等についてというところからご説明をお伺いしたいと思います。

事務局 資料0に基づき説明

部会長 確認しておくべきことはありませんか。

岩本委員 1ページ目のグリーン電力証書の普及ということですが、これはグリーン電力の具体的にはどういうことでしょうか。

事務局 川崎市役所としてのイベント等において、グリーン電力証書を率先して川崎市で購入することや、民間の事業についても、グリーン電力証書の利用をお願いしているという意味で宣伝などです。

部会長 次回までに分かりやすい資料を示してください。

藤井委員 2点ほどありまして、1つは、温暖化対策等のまとめの中がほぼCO<sub>2</sub>のみになっていて、CO<sub>2</sub>以外の温暖化対策が表に示されていないこと、2点目が川崎市内だけの対応をこの中で扱うのか、川崎市の企業が地球のほかの地点で温暖化対策をしたことに対する配慮をどういうふうに扱うのかという考え方を議論しておかないといけないと思うのですが、その2点についてお願いしたいと思います。

部会長 条例の中ですとなかなか難しいかもしれませんが、課題として明記しておくべき事項ですね。

事務局 温室効果ガスのCO<sub>2</sub>以外のフロン類や六フッ化硫黄につきましては、前回お示ししているとおりかなり削減が進んでおりますが、メタンなどは異なる状況となっております。今回の資料では割愛させていただいておりますが、含めた形で御議論いただく予定です。

飯田（和）委員 この部会では、条例と計画の両方を審議していくわけですが、普通だったら、温暖化対策全体を議論した上で条例という形になると思うのですが、全体を置いておいて、まずは条例をつくるというスケジュールになっています。この点で、条例に盛り込むべきことと計画で示すことのイメージがわからないので、説明していただけないでしょうか。

部会長 役割分担ですね。これは基本的なことだと思うので、端的に説明いただけないでしょうか。

事務局 計画が全部かたまってから条例ということではなくて、条例といたしますと、計画とは異なる手続きが必要となりますので、同時並行的に進めさせていただいているということでございます。この点では、第2次答申をいただいた段階で、それを踏まえて、条例

素案を修正する必要が生じることは当然あると考えております。

部会長 こう理解していただけませんか。制度としての枠組みはあくまで条例のほうが上位です。法律を考えれば、例えば法律の中で計画をつくれと命ずるわけです。ところが、条例とか法律には二面性があって、このように上位で命令する部分と、実際に温暖化対策を強固な方法を進めるためには、ある程度法的な縛りというものが準備されていないと、ただ絵にかいたもちになってしまうわけです。この点で、計画の上位に位置づけられ条例が方向性を明示するという役割と、個別の対策を法的に担保するという役割の両面を頭に置いておかなければいけない。本当は、一番最初に全体の青写真をつくって、そして、条例の役割、それから、計画の役割というのを意識しながらやっていくというのが理想ですね。今回の進め方は、条例というものを先行させて、計画は後なのですが、頭の中では、そういうことを常に意識しながら議論していただきたいと思います。

副部会長 今の話に関連してなのですが、資料では、削減目標が計画のほうになってしまっていて、条例のほうにはないのですけれども、この場での議論の前提条件として、削減目標をどの程度に置くかについてある程度のコンセンサスを得ておく必要があるのではないのでしょうか。

部会長 目標設定については、条例の中でしている場合と、計画に落としている場合と二つありますが、事務局の考え方はどうでしょうか。

事務局 事務局で調べた範囲では、条例で削減目標を設定している例は非常に限定的であります。また、国際動向・国内動向など地球温暖化対策に係る状況は非常に流動的な中で、条例の改正手続等には大変時間がかかります。また、始め目標数値ありきですと、最終的には、単なる数字合わせの話になってしまう恐れもございます。必要なのは、本当の意味での温室効果ガスの排出削減でございますので、まず、そこを調査審議いただきたいと考えております。

こうした様々な点を踏まえ、事務局案では、条例では削減の数値目標は出さない、計画につきましても、削減目標を示すことになると思いますが、それありきの議論ではなく、川崎市域における削減を実効性のあるものにしていけるような議論に持っていかれたらと考えております。

部会長 今の点は基本的な事項なので議論しておく必要があると思います。削減目標を条例で設定することの良さや問題点、また、行政計画に委ね、いわば目標設定を市長に任せることの良さや問題点を整理してください。実際、京都市は条例で削減目標を規定している、つまり市議会として、市民の代表の議員の相違として目標設定をしているわけです。具体的には、京都議定書を踏まえながら、平成22年までに90%に削減するとなっているのですが、川崎の条例は、京都議定書にとらわれず、長期的な目標を置くのかという点も議論の一つだと思います。

それから、資料0について、条例に記載すべきとありますが、「記載」でなく、「条例で取り組むべき」とか、あるいは「導入すべき」とすべきです。また、この表だと、川崎で取り組んでいるものと、他の自治体の取組を比較して、対策を考えていくという感じで見えてしまうのですが、現在の川崎の取組で成果が上がっているのか、なぜこうした取組を条例に規定する必要があるのかといった点を示してほしいと思います。

佐土原委員 この資料0の中の全体のトーンとして、川崎市の二酸化炭素の排出量の8割を占めている産業部門が、他の部門と連携することによって、未利用エネルギー活用の大きなポテンシャルを持っているという特徴が浮き彫りになるといいという印象を持ちました。例えば、自主的取組という中で、産業部門で未利用エネルギーの利用というふうに

なっていますけれども、この川崎スチームネットの取組だけではなくて、今いろいろ検討されている排熱を民生用にどう利用しようかという取組をされているのを、特徴として浮かび上がるようにしていただきたいと思います。私がかかわっているものですから、そういうことが気になりますし、産業部門だけではなくて、これが民生部門と横断的に取組まれることで、非常に大きなポテンシャルを持っているというふうに思います。

飯田（和）委員 国の取組と川崎市の取組の関連も大事なことなので、一緒に整理するようにしてください。

それと、記載すべき事項として示されているものは、新たにということでしょうか。

事務局 1点目の国の取組状況、そして、川崎市への影響につきましては、次回、資料という形でまとめさせていただきます。2点目については、温暖化対策に係る条例がないわけですので、今後、検討していくということです。

部会長 取組の整理の際に留意いただきたいのは、国として事実上やっている対策は山ほどあって、切りがないので、法律だとか、法的拘束力を持ってできているものを中心に整理していただいたほうがいいと思います。

事務局 特に条例に影響を与えるものとしては、温暖化対策法、省エネ法がありますので、その辺の整理をさせていただきます。

瀧田委員 今、神奈川県で温暖化対策条例を2月議会に上程をするということを聞いております。他都市の条例の動向というのは非常に重要ですが、川崎という地域特性を踏まえて検討していく必要があると思っておりますことから、東京、横浜がどうではなくて、川崎がこうして行きたいということで取り組んでいただきたい。そのときに、国とあわせて、神奈川県の動向は、きちんとマークしていかなければならないと思っておりますので、その点、ぜひよろしく願いいたします。

部会長 いくつか検討すべき事項が出されたと思いますので、審議会の中で議論していきたいと思えます。藤井委員からあった川崎市域外での事業者の取組の評価については、ルールとして法的拘束力を持たせるのだったら、条例でなければいけないし、事実上の奨励策だったら別に条例までしなくてもいい。いろいろな考え方があると思うのですが、議論しておく必要があると思えます。

こうした検討事項については、次回以降、議論させていただきたいと思えます。

#### 議題1 （仮称）川崎市地球温暖化対策条例制定で検討すべき項目、構成イメージ及び第1次答申までのスケジュールについて

部会長 議題1について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料1に基づき説明）

部会長 あくまで今の段階でのイメージで、あくまでも、こんなたたき台が考えられますということだと思えます。あとスケジュールの確認も大事ですね。

ちなみに、ここでは書かれていませんが、京都市では、特徴として、観光客に対する責務が入っています。また、先ほど説明したとおり、京都市は削減目標を条例に入れています。静岡県は、削減目標については条例で規定していません。最終的には、川崎らしいものをつくれればいいと思えます。

4月の一次答申というスケジュールについては絶対的なものなのでしょうか。

事務局 審議会というのは、委員の皆様の闊達なご意見をいただく場でございますので、結果としてどうなるかということについては、皆様にお任せいたしたいと思えます。ただ、

事務局としては必達目標として考えております。

部会長 条例の提案はいつの議会を想定していますか。

事務局 平成21年の12月議会を考えております。

部会長 計画についてはどうですか。

事務局 計画は1月以降に市民説明会等を考えております。

部会長 審議会の答申以後、条例についての市民手続はありますか。

事務局 条例につきましては、7月を目途として、タウンミーティングとして、市内数箇所です。市長のほうから、条例素案、温暖化対策の内容について説明させていただいて、市民の方の意見をいただくことで考えております。あわせて、川崎市のパブリックコメント条例に沿って、インターネット等で意見をいただくことを想定しております。

部会長 そうした手続を考えると、4月末ぐらいに審議会の一次答申をやっておかないと、以降の手続に時間的余裕を持ってできないということですね。一応こういうスケジュールを頭に置いておきましょう。

瀧田委員 今日、いろいろ議論をいただいたものを受けとめた中で、一番影響を受ける事業者の意見というか、取組を聞く場をこの部会の中でぜひ設けていただきたいと考えております。といいますのは、神奈川県は先行しておりますが、その審議の検討部会の中には、事業者代表が入っておりますが、この部会では、私も市民代表みたいな形でございますから、事業者の方たちの意見をきちんと聞いた上で川崎独自の条例をつくっていくような手続とすべきではないでしょうか。特に、大量に排出している鉄鋼、エネルギー供給事業者、石油・石油化学関係の人たちはCO<sub>2</sub>対策について危機感を持っておりますので、現在の削減努力などをきちんと聞いて、対応していくべきではないだろうかと考えております。

この点で、このスケジュールでは、いかなものかと考えております。

部会長 非常に重要な問題提起がありました。事務局の考えは、1次答申をもらってから、タウンミーティングその他の場で、さまざまな立場のステークホルダーの意見を聞くというものでしたが、今のお話は、審議会のメンバーを見ると、市民代表だとか、地域代表の方はいらっしゃるけれども、事業者代表の方が意見が十分聞ける状態になっていない、できれば答申を出す前にそういう場を設けたらどうかということですね。

事務局 環境基本条例施行規則で、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができると規定されていますが、一方で、そうしますと、そもそもこの審議会の構成に問題があり、意見を聞く範囲をどうするかということになる可能性もございますので、課題ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

部会長 寺尾さんが協議会の事業者部会長なのですよ。その辺はいかがでしょうか。瀧田さん、おわかりでしたら。

瀧田委員 寺尾さんは事業者部会ということで、中小企業の代表という形でございます。

菅井委員 私自身、商工会議所の出身で、大規模な企業のメンバーでございます。今おっしゃられたような鉄ですとか、電力ですとか、石油関係ですか、すべての業界の方がそういう場に出てもらおうかどうかわかりませんが、私自身は電力でございますので、そういうお話はできるかと思っております。

ただ、そうした大規模な事業者というのは、国自体から改正省エネ法等で、目標値の提示等も含めまして報告義務等が課されておりますし、事業所というよりも事業者として全体最適を図ろうという計画があり、それを各事業所がミッション展開をしているわ

けです。それが川崎市にとってローカルな意味で部分最適になっているかというのは別な話ですので、その辺の整理は皆さんちゃんとしていただきたいなという気はしております。

今、瀧田委員からあった点について、事業者の取組ですとか、または国ですとか、ほかの自治体も含めた取組をどのように受け止めているかといった話はできると思います。

瀧田委員 冒頭の資料0の中であったように、約8割を産業系が占めている。その中でも特にさっき申し上げたような3業種というのがそのウエートが非常に高いわけです。

先ほど、この条例について、義務とか縛りとかというお話が出ましたが、その検討にあたって、そういう業種の方々がどういう削減の取組をしているかということも含めて把握した上で議論しないと、絵にかいたもちになりかねない。または逆効果になりかねない。特に地球温暖化問題というのは、グローバルな問題ですから、特に川崎という立地の特性、産業特性を考えて、地域でどう対応していくかという基本的なところを十分議論をする必要があるということで申し上げております。

部会長 これは貴重な問題提起ですので、先ほど事務局から説明がありましたけれども、川崎の審議会の進め方の基本ルールだとかそういったことも含めて、早急に預からせていただいてよろしいですか。全体のスケジュール管理の点も含めて、どういうふうにこのスケジュールに組み込めるのかどうか、ちょっと考えさせてください。それで、次回必ずそれを皆さんにお諮りしたいというふうに考えます。

ほかに何かイメージとスケジュールでありますか。

飯田(和)委員 神奈川県条例の骨子を見て、建築物に関する地球温暖化対策と開発事業に関する地球温暖化対策も規定すべきと思っています。この二つが既に入っているのかどうか、ということが分かりにくいので、教えてください。

また、条例というのは、分かりやすいことが必要であり、神奈川県と同じ構成にする必要はないと思いますが、市民にとっても事業者にとってもわかるような形というのが欲しいと思います。

事務局 建築物については、川崎市の方が神奈川県に先行しております。また、事業活動に対する地球温暖化対策については、議題2と係る部分もありますので、次の議論に移らせていただければと思います。

部会長 それでは、早急に検討すべきものとして、瀧田委員から進め方の手順に関して問題提起がありましたので、これは宿題とさせて、次回までに取り扱い、その場合のスケジュールを事務局で検討し、提示いただくということで、構成については、あくまでこれは今段階でのイメージだということで進めさせていただきたいと思います。

## 議題2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例による事業活動に関する地球温暖化対策について

部会長 議題2について事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料2、資料3、資料4に基づき説明)

部会長 現在行っている取組について、新しい条例によって制度を変えてしまう趣旨なのか。

事務局 現状で申し上げますと、先ほど申し上げたように、資料3の環境配慮書というのは、設置ですとか、変更許可の際にだけご提出いただいているものですので、一定期間内の自主的な取組を促すとかというものではございません。

また、資料4につきましては、当然調整が必要な部分はありますけれども、こちらの生活環境保全条例のほうは、さまざまな部門について総合的な取り組みを促していくものでございまして、目的が違おうと考えておりますけれども、今後、計画書・報告書制度をつくっていく中で、この辺の整理を少しさせていただくこととしております。

部会長 事務局からの説明を踏まえて何かありますか。

菅井委員 事業者側という立場でお話しさせていただきます。大規模な事業者については、自主計画を立てて、国内で全体的・網羅的に、かつ全体最適を図って省エネを進めているわけですし、それを国に報告するというところで進んでいますので、国の対象となっていることを川崎市の条例の中でどうするのかという議論をいただきたいと思っております。

国の考え方としては、全体的にきちっと網羅的に管理して、国全体で最適な省エネを達成しなさいということが根本にあるはずですので、ある事業者の川崎市の事業所だけを切り出して報告するというのはあまり意味がないということはよくご理解いただきたい。そういう意味で、どういう対象にするのか、どういう形で計画書・報告書の提出を求めるかというのは議論していただきたいと思っております。

事業者の全体最適の中で、事業所として取り組んでいることについて、計画や報告を提出することができますけれども、だから、それに対して川崎としてどうだということには余りならないのかなという気はしております。

部会長 国が同じような方向で制度化しているのを、川崎で切り分けることの必要性を議論すべきということですが、いかがですか。

飯田(和)委員 それも1つの考え方だと思いますが、例えばフランチャイズとか、コンビニとか、そういうのも事業者に含まれますよね。そうすると、多くの店舗を川崎市内で展開していて、個々の店舗ではそれほどの量でなくても、全体では大きな量となる。これからフランチャイズ、コンビニ店の問題というのは、国においても、各市町村においても、どのような制御をしていくかというのが課題だと思います。とりあえず計画をつくって、そして、報告するという段階で、事業者がどう対応するかが、市民の立場として気になりました。

部会長 国のほうは、事業所単位から事業者単位に変えるわけですが、その点での川崎での対応とともに、川崎というものを切り分けることとの関係で、メリット、デメリットについて、わかりやすく説明していただけませんか。

事務局 省エネ法も川崎市には提出義務がございません。ですから、川崎市は、川崎市の事業所から出ている排出量について知らないということになってしまいます。一つの体系の中で、全体最適されているというのは、そのとおりだと思いますが、一方で、川崎市は川崎市内でやっている事業活動に伴う排出量を把握しなくてよいのか、把握せよということが議会の中でも議論されているところでございます。

この計画、条例の中でどのような立場をとるべきか、これはご議論いただければと思います。国の取組だから、川崎市は何もしなくていい、そういう議論もありますし、一方で、川崎市内の事業について、市民を代表して、川崎市が把握する必要があるのではないか、そういう議論もあろうかと思っております。是非、審議会として、ご議論いただきたいと思っております。

部会長 先ほどの瀧田委員の意見は、この計画書・報告書の議論に関してだと思っておりますが、いかがですか。

瀧田委員 制度設計の中で、事業者としてどういった項目について計画や報告書を作成し、提

出するのか、全国規模で削減している事業者が事業所ごとに出した場合の課題、公表について市が行うのか、事業者もあわせて行うのか、評価の方法など、制度の詳細についてはこれから議論していくのだと思いますが、その前提として事業者の取組の実態等をきちんと理解していただく必要があると考えております。

部会長 他にいかがですか。

岩本委員 公表に関して、事業者のCO<sub>2</sub>削減の環境家計簿みたいな感じで、私たち市民もわかりやすいように、インターネットに掲載されればいいなあと思います。

また、P R T R法では、事業者は、化学物質について提出されていますので、それと同じような方式でやはり川崎市域で活動している事業者は、削減量や排出量について可視化していただきたいと思います。

部会長 環境政策のテキストでは最近、環境基本計画で位置づけられている情報的手法ということが書かれています。これは、岩本委員からあった化学物質のP R T R法も含まれるのですが、要するに規制でもないし、協定を結ぶわけでもない、ただ情報を明らかにして公表することをもって、事業者は努力せざるを得なくなるという手法です。現在、国が情報的手法を行っているのだけれども、川崎市という主体、あるいは神奈川県という自治体もあわせてそこに参与しないと、事業者にとっては効果がないということもあるでしょうし、あるいは国、県、市という形で、公表の機会が多くなるほど、努力するという点で、非常に結構だと見るのか、類似の取組はするなと見るのかという点があります。

また、様々な主体が情報的手法を導入することを良しとしても、国、県、市が全部ばらばらですと、手続ばかりがふえることになる。それは事業者にとっては非常に手間ですし、事務の手続の合理化だとか簡素化と言われている時代で反論が多分来ると思います。こうした重複を避ける調整は、時代の要請だと思います。先ほどの話では、八都県市でそういう検討が行われているとのことでしたが、そうすると、問題は、国がやっているからいいとするか、川崎市でも情報的手法に取り組むことは大いに意味があるとするか、また、国ではなくて、川崎市が関与しなくてはいけないと見るのか、そこが論点だと思いますが、いかがですか。

岩本委員 私は、かつて、公害があった川崎のイメージを持っており、事業者の印象が悪かったのですが、知れば知るほど、環境産業や研究機関など、川崎の事業者というのは、すごくすばらしい取り組みをされていることを実感しております。地球温暖化対策ということで温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいただくこととあわせて、こうしたすばらしい取組について、見えるようにして、伝えるようにしてほしいと思っています。

また、技術の馬跳びと言うようなのですけれども、川崎が経験した公害の歴史が他の国で繰り返されることのないように、川崎が有している公害克服の経験、そしてその中で培ってきた先駆的な環境技術について、これから発展していく途上国の方々に伝え、具体的な取組につなげていってほしいと思っています。

部会長 優れた取組をしている事業者にとってはそういうことになると思いますが、様々な事業者がいますので、一部の事業者にとっては、情報がオープンになることで頑張ろうという気にさせるという面もあると思います。

今の議論は、情報的手法の導入の必要性をどう考えるかということでしたが、大企業だけではなく、コンビニエンスストアなども全部含めるという対象の議論があると思います。事務局いかがですか。

事務局 省エネ法ですとか、神奈川県では入っておりますけれども、川崎の場合には捕捉率が

高いので、事業所ということで、コンビニエンスストアなどは、除いてもいいのではないかということで、本日の資料は作成しておりますが、それをご議論いただければと思います。

副部長 岩本委員の意見には大賛成でございます。私ども、今まで協議会として、事業者、市民、それから、学校、行政が本当に4者がひざ突き合わせていろいろなことを話し合ってきた。今後、国とはまた違った意味で、ローカルというか、身近なところで温暖化の問題を議論し、なおかつ進めていく必要があるとおもいます。

それから、説明の中で、計画書や報告書制度を既に東京都が実行して、3年間の平均で削減した数字が出ていますけれども、同じような手段、方法を取り入れた場合にどの程度予測されているのか教えていただければと思います。

事務局 誤解がないように申し上げますが、この事務局案では、何%削減するという義務を課すものではありません。先ほど、情報的手法というお話がありましたが、あくまでも自主的な取り組みをお願いするものです。

ですから、自主的に各社が目標を設定し、その目標達成に向けて努力していただく。その努力の過程で市もお手伝いするところがあればお手伝いする。そういう基準となるものです。

先ほど説明した東京都でも、結果として削減ができたということにして、東京都の場合には業務系のビルが多いなど、地域性も異なりますし、川崎の場合には、先進的な取り組みをされている事業者が多いということもありまして、数字でいうのは難しい状況です。

また、参考として申し上げれば、神奈川県の場合には、審議会の中でこの計画書・報告書制度の導入によって、県全体で2020年までの10年間では10%程度削減するのではないかということで、議論がされていたというふうにはお聞きしております。

部長 私も、この制度によって、市内に事業者が排出量を削減していくというものではないと考えています。ただ、ホテルが5つあったとすると、ベッド数当たりの排出量が簡単に計算できてしまうわけですね。例えば、Aホテルは5だけれども、Bホテルは8だとか、その気になれば市民でも計算できるようになるわけです。そういう意味で、川崎の中で余り削減に取り組んでいなかったところが、この制度によって、取り組むようになるのではないのでしょうか。

あえて言えば、川崎がこうした仕組みとして持つことの意味について、臨海部の大規模事業者ばかりに目を向けるのではなく、市内にたくさんある事業者に削減を促す方法として位置づけることも必要だと思います。当然ながら、大規模事業者だけはずすというのは、条例上問題もある、このため対象には含まれるというふうに私は考えるのですが、いかがですか。

菅井委員 私どもは、もともと全社的な計画書も報告書も作成しておりますので、それを従来どおり公表するのは何ら問題ないです。ただ、今、部長からあったように、川崎市全体として意識を高めて削減する方向に進める、そういうベクトルに働きかけるという意味で制度を構築するのであれば、その目的に沿って、どのような報告とするのか、対象をどうするかを明確にしないと、逆に、誤解を受けるようなデータを要求され、企業側としては受け入れられないということになります。

この点で、目的に沿って、どういう形で川崎市として報告書・計画書を求めるのかということも明確にしてほしいと思います。

部長 時間もかなり過ぎましたので、事業者からの意見聴取も含めて、次回に検討すること

とし、次の議題だけ今日議論させてください。

議題3 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例によるエネルギー供給事業者の協力について

部会長 それでは、議題3について資料の説明をしてください。

事務局 (資料5について説明)

部会長 それでは、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

菅井委員 どういう単位でデータを出すことになるのですか。

事務局 現状の温室効果ガスの算定につきましては、川崎市の統計書の中で、家庭部門における全市のエネルギー使用量を出しております、そのデータを使いながら、算出しております。

今後、詳細な温室効果ガス排出量を算定していくうえで、例えば区別ですとか、そういったデータが必要ですので、そうしたデータの提供を想定しています。

副部会長 特に、不特定多数の家庭部門対策というのは、これといった対策がないので、そうしたデータがあればいいなと考えております。例えば、既に一生懸命温室効果ガスの削減に取り組んでいる家庭もあるし、そうでもない家庭もある。こうした点で、詳細なデータが出てくるようであれば、一般の家庭に省エネをお願いする指標ができてくるのではないかと思います。こうした点で、データの提供について規定するのは有効だと思います。

菅井委員 大体分かりましたが、データがあるのか、私自身、把握していないので、確認させてください。あと、営業上、それが大きな不利益にならないかどうかということも多少確認をさせていただきますし、ガスさんにも確認をしてみますけれども、ちょっとペンディングにさせてもらえますか。

部会長 これは、日本の中で、懸案事項であったと思うのですね。民生対策がおくれているのではないかと、対策と言っても、民生に関してなかなか詳細な排出構造までわかるような基礎データがないと、原因をつかまえられない。通常、温室効果ガスの推計といっても、全国の原単位を用いるだけとなります。そうすると、削減の取組を一生懸命やっているところも、そうでないところも一緒になってしまうわけです。これから本格的に民生部門での対策を講じていくという考え方に立つのであれば、それを評価できるシステムが必要になるので、エネルギー供給側の方々にとっては負担になるかもしれないけれども、一定の協力をしていただくことが必要になってくるのではないかと思います。

この点については、審議会で議論する中では、多くの方から見れば、いいことだという議論になりますが、エネルギー供給事業者が持つ問題点なり課題があるかということ審議会として把握しておく必要があると思いますので、お願いします。

事務局 事務局といたしましては、菅井委員からのお話も聞きながら、実情も把握した上で議論したいと思っております。

部会長 それでは時間も過ぎておりますので、事務局に返します。

その他

事務局 次回に関しましては、2月19日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の第2回温暖化対策特別部会につきましては終了させていただきます。どうもありがとうございました。